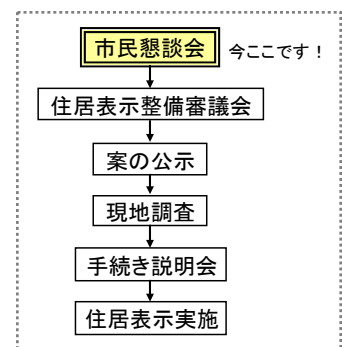
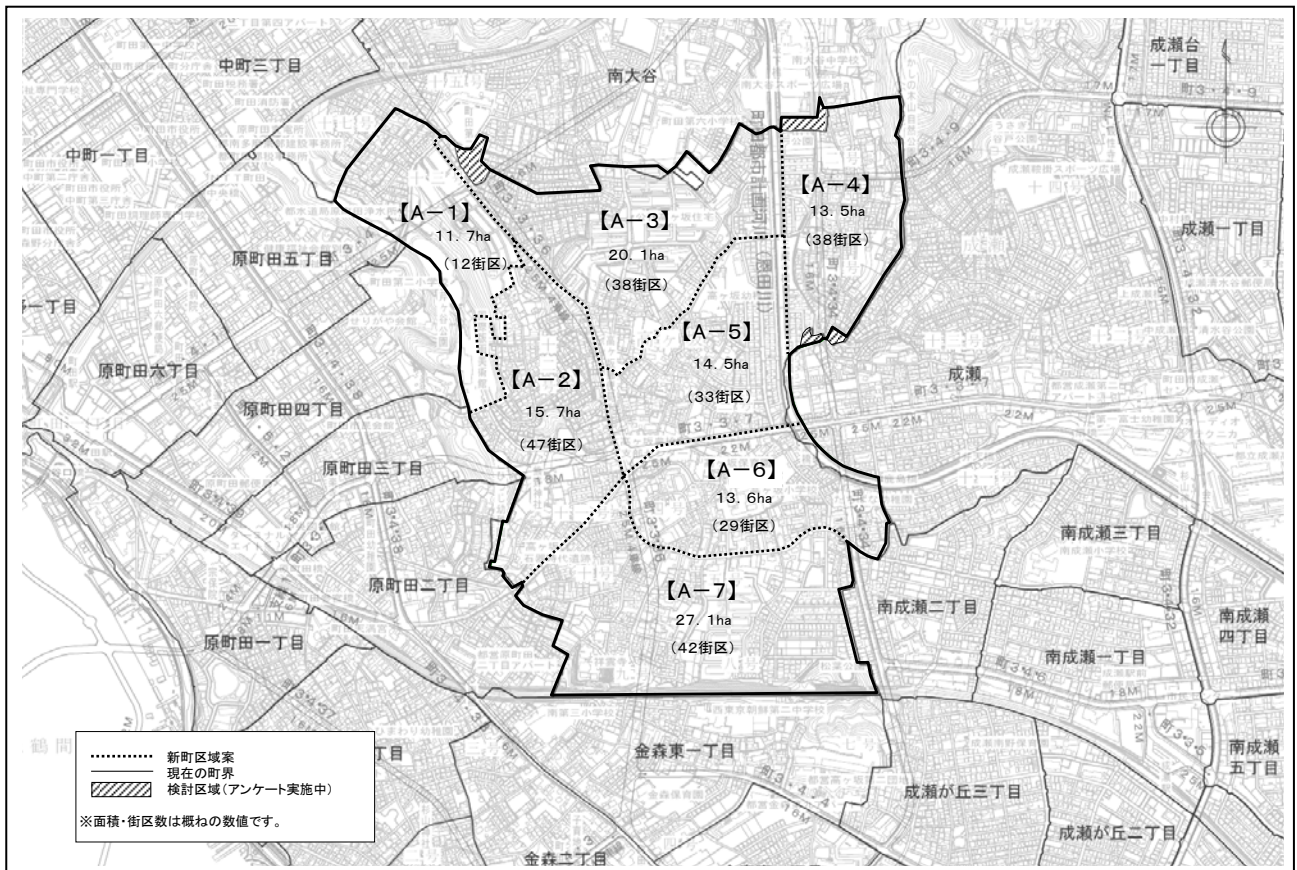


第3回 町田市町区域の新設に関する市民懇談会 (高ヶ坂地区) を開催しました

- ◆開催日時 2012年11月21日(水) 午後7時～8時30分
開催場所 高ヶ坂ふれあいセンター ホール
 - ◆対象 高ヶ坂地区及び周辺地区の自治会町内会、商店会の代表
 - ◆内容 新設する町の区域及び町の名称について検討を行いました。
町の区域については、以下の案でまとまりました。
町の名称については、次回も引き続き検討します。
 - ◆次回 高ヶ坂地区のみで行います。
アンケートの結果の報告及び、町の名称について検討します。
- 【開催日時】
2012年12月5日(水) 午後7時～8時30分



住居表示制度について

住所変更に伴う諸手続きについて

住居表示の実施に伴い住所が変更されると、色々なところに登録してある住所に関して、変更の手続きが必要となります。

手続きは、市や法務局で行うものと、お住まいの方や事業所に行っていただくものがあります。実施前に住所変更手続き等に関して、説明会の開催を予定しております。

○主な手続き一覧

『市』で手続きを行うもの	市が管理している公簿など 例：・住民基本台帳、戸籍など ・固定資産税課税台帳 ・国民健康保険被保険者台帳 ・選挙人名簿 ・児童手当など
『お住まいの方』や『事業所』で手続きを行うもの	保険、年金、医療など 例：・住民基本台帳カード（写真付のみ） ・身体障害者手帳など ・年金加入者（厚生年金・共済組合加入者及びその扶養者） ・年金受給者（共済年金） 各種免許、許可書、口座、保険など 例：・自動車運転免許証や国家資格など ・銀行口座、クレジットカードなど ・生命保険、医療保険など

○登記関係

『法務局』で手続きを行うもの	土地登記簿、建物登記簿の表題部の所在
『お住まいの方』や『事業所』で手続きを行うもの	不動産（土地・建物）の所有名義人の住所変更
『事業所』で手続きを行うもの	会社・法人などの登記の所在地変更 代表者等の住所変更

※封筒、名刺等の住所を記載するものを新たに作成する場合は、数量・変更時期などをご考慮ください。